

チャレンジ支援推進事業企画委員会運営規則（案）

平成16年 月 日
チャレンジ支援推進事業企画委員会

1 委員会の運営

委員会の議事の手続その他委員会の運営については、チャレンジ支援推進事業企画委員会開催要綱に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 委員会の招集

委員会は、男女共同参画局長が招集する。

3 委員の欠席

委員会を欠席する委員は、座長を通じて、当該委員会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

4 議事

- (1) 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。
- (2) 委員会は、原則として、公開とする。

5 配布資料及び議事要旨

座長は、委員会に配布された資料及び議事要旨を、委員会会合終了後公開する。

6 その他

この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、座長が定める。